

# 平成 30 年 美 郷 町 議 会 議 事 録

## 第 2 回 定 例 会 ( 第 1 号 )

招集年月日	平成 30 年 6 月 7 日					
招集の場所	美 郷 町 役 場 議 会 議 場					
開会日時 及び宣告	開 会	平成 30 年 6 月 7 日 午前 9 時 30 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
	散 会	平成 30 年 6 月 7 日 午前 10 時 44 分				
		議 長 西 嶋 二 郎				
応招、不応 招議員及び 出席並びに 欠席議員 出席 12 名 欠席 0 名 凡例 ○ 出 席 △ 欠 席 × 不 応 招 ○△公務欠	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	議 長 (12)	西 嶋 二 郎	○	5	福 島 教 次 郎	○
	副議長 (7)	岩 根 和 博	○	6	藤 原 修 治	○
	1	日 高 学	○	8	山 本 幹 雄	○
	2	中 原 保 彦	○	9	安 田 勝 司	○
	3	波 多 野 康 博	○	10	簀 根 正 一	○
	4	原 克 美	○	11	佐 竹 一 夫	○

会議録署名員 議	11番	佐竹一夫	1番	日高学
地方自治法第 121条によ り説明のため 出席した者の 職・氏名	職名	氏名	職名	氏名
	町長	景山良材	住民課長	高橋武司
	副町長		健康福祉課長	旭林修範
	教育長	田邊哲也	産業振興課長	烏田正輝
	総務課長	小田運博	建設課長	添谷正夫
	企画財政課長	井上陽生	大和事務所長	大嶋修二
	定住推進課長	岡先宏和	教育課長	漆谷千鳥
	出納室長	木川士朗		
職務により議会に出席 した者の職・氏名	議会事務局長 漆谷和彦 議会事務局員 大畑真紀			
議事日程	別紙のとおり			
会議に付した事件	別紙のとおり			
会議の経過	別紙のとおり			

# 平成30年美郷町議会第2回定例会議事日程

## (第 1 号)

平成30年 6月 7日 (木) 午前 9時30分 開会

順序	事 件
1	会議録署名議員の指名
2	会期の決定
3	行政報告
4	陳情の委員会付託
5	議案の上程及び説明  【条例案】 議案第49号 美郷町債権管理条例の制定について 議案第50号 美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定について 議案第51号 美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について 議案第52号 美郷町公民館条例の一部を改正する条例の制定について 議案第53号 美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について 議案第54号 美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例の制定について

議案第55号 美郷町UIターン者定住支援住宅条例の一部を改正する条例の制定について

**【予算案】**

議案第56号 平成30年度美郷町一般会計補正予算（第2号）

議案第57号 平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第58号 平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議案第59号 平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第60号 平成30年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）

議案第61号 平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

**【一般事件案】**

議案第62号 専決処分の承認を求めることについて（美郷町税条例の一部を改正する条例）

議案第63号 専決処分の承認を求めることについて（美郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

議案第64号 工事請負契約の締結について（美郷町リースハウス事業戸谷地区第3工区ハウス建設工事）

議案第65号 町道路線の認定について（西中支線）

(開 会 午 前 9 時 3 0 分)

●西嶋議長

おはようございます。

全議員であります。

ただ今から平成30年美郷町議会第2回定例会を開会します。

直ちに本日の議会を開きます。

本日の議事日程は予めお手元に配布してあるとおりです。

日程第1、会議録署名議員は会議規則第127条の規定により11番・佐竹議員、1番・日高議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日7日から15日までの9日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

●西嶋議長

ご異議なしと認め、本定例会の会期は、本日から15日までの9日間とすることに決しました。

日程第3、行政報告を行います。町長から行政報告の申し出がありますので、これを受けたいと思います。

●西嶋議長

景山町長。

●景山町長

議長のお許しをいただきましたので、4点の報告をいたします。1点目は、三江線代替交通の利用状況についてでございます。4月1日から運行開始をしております三江線代替交通の利用状況につきまして、町内を運行します5路線7系統の利用状況を報告いたします。5月末までの2カ月間で延べ7927人の方が利用され、1日当たり約167人の方が乗車されております。各路線系統ごとの利用状況につきましては、お手元のタブレットに掲載をしておりますのでご覧いただきますようお願いいたします。2点目でございますが、若者定住住宅の応募状況と建設についてでございます。現在、都賀本郷地域の3戸、沢谷地域の5戸の合わせて8戸の整備を進めております。今までに県外から9件の応募があり、うち3件は応募を取り下げ、6件の応募数でございます。この6件のうち4件は面接を行い、都賀本郷に1戸、沢谷に3戸の入居を決定したところでございます。この4戸の入居予定者は高校生以上が11名、中学生以下が11名、計22名でございます。また、残る2件は今後面接を行う予定でございます。この他、3件の問い合わせがあり、正式な応募があれば面接を行うこととしております。住宅の建設につきましては、今年度5戸、来年度3戸を予定をしております。3点目は、平成29年に議会で採決となりました3つの陳情等への対応状況で

ございます。1件目の原自治会・長藤連合自治会から陳情の、長藤原地区の急傾斜地崩壊防止対策についての状況でございます。陳情採択を踏まえ、島根県へ事業採択のお願いをしたところでございます。そして県において調査されたところ、国庫補助事業での採択は困難な状況であると報告がありました。これを受け町では、他事業での対策方法での検討を要望しているところでございます。2件目の同じく原自治会・長藤連合自治会の長藤原地区の土石流が発生危険箇所対策についての状況でございます。以前から、町も要望をしていた箇所でもあり、既に公共事前調査も終了し、昨年11月末には住民説明会が行われております。連合自治会長会議でも報告し、砂防事業として本年度から実施設計と用地調査を行われる予定となっております。3件目に都賀西連合自治会から陳情の土砂災害危険区域の整備についての状況でございます。陳情採択を踏まえ、砂防事業を県へ要望中であります。県では、過去に災害が発生した箇所要援護者関連施設・避難所など重要な保全対象を含む箇所、荒廃の進んでいる箇所などを計画的に実施されると聞いており、町としては優先度の上位になるよう働きかけているところでございます。4点目に、工事発注状況についてでございます。3月1日から5月31日までの状況につきまして、一覧表をお手元のタブレットで掲載しておりますので、ご覧をいただきますようお願いいたします。以上で報告を終わります。

#### ●西嶋議長

町長の行政報告が終わりました。

日程第4、陳情の委員会付託を行います。本定例会までに受理しております陳情は、お手元に配布しております陳情文書表のとおりであります。会議規則第95条の規定により、陳情文書表のとおり所管の委員会へ付託いたしますので審査をお願いいたします。

日程第5、議案の上程及び説明を行います。本定例会に提案を受けております議案は、条例案7件、予算案6件、一般事件案4件の計17件であります。議案第49号から議案第65号までの17議案を一括上程いたします。はじめに、議案第49号から議案第55号までの条例案7件について順次提案理由の説明を求めます。

#### ●西嶋議長

番外、建設課長。

#### ●添谷建設課長

上程になりました議案第49号、美郷町債権管理条例の制定についてご説明いたします。次のページをご覧ください。この条例は、町が保有する債権の管理に関する事務処理の基準など必要な事項を定め、法令に基づいて確実な債権徴収に努める基本姿勢を明確化するとともに、債権の放棄などの規定を加え、公平性の確保と債権管理の適正化を図ることを目指す条例でございます。制定の背景といたしましては、財政状況が厳しくなる中、町の未収債権は多額となっており、一層の徴収強化が求められています。徴収にあたっては、強制徴収ができる町税や、介護保険料、下水道使用料等の強制徴収公債権、公民館、斎場など行政財産の使用料等が該当する非強制徴収公債権、町営住宅使用料や水道使用料等契約など当事者間の合意、手法上の原因に基づいて発生する私債権に区別され、非強制徴収公債権私債権

は、民事執行法に基づき支払い督促や訴訟など裁判所での手続が必要な債権です。この状況を十分見極め徴収に取り組む必要がございます。数年前より債権管理条例を制定し、債権管理の適正化に取り組む自治体が全国的に見られるようになりました。美郷町においても、他の自治体の条例を参考に、各債権所管課が個別に進めてきた台帳の整備や督促時期など債権管理の手続について、全庁的な手続の明確化、統一化を図ります。制定する条例の主な内容は、第1条で、この条例の目的を明らかにしております。第2条で、条例の中で使用する用語の定義を定め、第3条は法律などに定めのない場合、この条例を適用することとしております。第4条では、町長の責務規定。第5条は債権を適正に管理するため台帳の整備を行うこと。第6条は、生活保護等の適用を受けている場合には、徴収停止をすることができる規定となっております。第7条では、あらゆる手段をつくしてもなお回収見込みがない債権について条件を限定し、債権を放棄できる規定となっております。第8条では債権放棄した場合の議会への報告規定、第9条は必要最小限で債務者情報の利用又は提供できる規定となっております、第10条で必要事項を規則で定めることとしております。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行といたしますが、第7条第1号の規定は平成32年3月31日からの施行といたします。以上が議案第49号でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第50号、美郷町税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律が平成30年3月31日に公布され、関連する美郷町税条例等の改正が必要となることから、町税条例について規定の整備を行うものでございます。平成30年度の税制改正におきましては働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を広く応援するなどの観点から、各税目で多岐にわたって改正が行われております。なお、後ほど一般事件案として専決処分による町税条例の一部改正について上程がされましたら、ご説明をさせていただきますが、それぞれの施行期日につきましては、専決処分のものが先行改正となりますので、その点ご承知おきください。また、この改正条例は、施行期日等の違いによって、6条構成とさせていただきます。具体的な改正の内容等につきましては、新旧対照表で説明させていただけばと思いますが、大変複雑で改正条項の数も多くなっておりますので、上位法の改正に伴う引用条項の整備などについては説明を省略させていただければと思います。主なものについてのみ施行期日も含めて説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは新旧対照表をお開きください。1ページ、改正条例第1条の関係でございます。この紙の左上のところに第1条関係と書いてございます。第1条の関係でございます。まず、第23条第3項でございます。後ほどご説明申し上げますけれども、大法人につきまして電子申告が義務化されたことがございます。た

だ人格のない社団等については、その適用除外とすることをここで規定をしております。施行期日は平成32年4月1日となっております。その下、第24条第1項第2号です。ここでは障がい者、未成年者、寡婦等に対する非課税措置の所得要件を規定しております。所得要件を125万円から135万円に引き上げるものです。その下、第2項では均等割非課税限度額の計算で10万円を加算する改正でございます。いずれも施行期日は平成31年1月1日となっております。2ページをお願いします。第34条の2でございます。所得の基礎控除額に、所得要件を創設する改正でございます。基礎控除につきましては、所得の多い少ないに関係なく、一定金額を所得から控除する方式が採用されておりますが、合計所得金額が2400万円を超えると控除額が低減し、2500万円を超えると消失する仕組みとなります。施行期日は平成33年1月1日です。3ページをお願いします。第36条の2でございます。町民税の申告について規定をしておりますが、公的年金控除額について、公的年金等の収入が1000万円を超える場合の控除額に上限を設ける改正となっております。施行は平成31年1月1日です。4ページをお願いします。第48条でございます。法人の町民税の申告納付についての規定でございますが、大法人については、電子申告が義務化されることを規定しております。施行期日は平成32年4月1日でございます。5ページをお願いします。中ほど、第92条でございます。製造たばこの区分が新たに創設されるものでございますが、これは近年急速に市場拡大している加熱式たばこについて課税区分を新設した上で、その製品特性を踏まえた課税方式に見直すものでございます。その下、第93条の2では過熱式たばこの喫煙用具について、製造たばことみなすとの規定となっております。施行期日は平成30年10月1日からでございます。6ページをお願いします。第94条でございます。加熱式たばこに係る紙巻きたばこの本数への換算方法について、重量と価格を紙巻きたばこに換算する方式とすることの規定でございます。なお、平成30年10月1日から5年間かけて段階的に移行することとされており、第3項が新設となっておりますが、この条項の中で1段階目の意向として0.2を乗じて計算する換算本数に改正する規定となっております。施行期日は平成30年10月1日でございます。8ページをお願いします。1番下段、下のところ下段ところ、第95条でございます。たばこ税そのものの税率の改正規定でございます。平成30年10月1日から3段階、3年間で引き上げていくものでございます。1000本当たりの計算でございますが、現行5262円のものが、1段階目で5692円に、430円の引き上げとなるものでございます。1箱20本入りものと、8.6円の引き上げとなります。10ページをお願いします。附則第10条の2に第18項として1項を加えるものでございます。これは中小企業の設備投資を促進するため、固定資産税の特例の創設で、生産性向上特別措置法の制定を前提に、町が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、最初の3年間の固定資産税をゼロにする特例となります。なお、この場合において本来の課税額の75%が特別交付税措置されることとなっております。施行期日は生産性向上特別措置法の施行の日としております。13ページをお願いします。改正条例第2条の関



係でございます。左肩のところ第2条と書いてあるものでございます。先ほどと同じ加熱式たばこの関係でございますが、第94条の改正でございます。加熱式たばこの2年目の移行規定でございます。0.4を乗じる新換算本数となります。施行期日は平成31年10月1日でございます。14ページをお願いします。改正条例第3条の関係でございます。同じく第94条の関係になります。加熱式たばこの3年目の移行規定でございます。0.6を乗じる新換算本数となります。施行期日は平成32年10月1日でございます。その下、第95条でございますが、たばこ税の2段階目の引き上げ規定でございます。1000本当たり5692円から6122円へ430円の引き上げでございます。1段階目と同様に1箱20本入りのもので8.6円の引き上げとなります。施行期日は平成32年10月1日です。16ページをお願いします。改正条例第4条の関係でございます。同じく第94条加熱式たばこの4年目の移行規定で0.8を乗じる新換算本数となります。施行期日は平成33年10月1日でございます。17ページをお願いします。第95条たばこ税の税率改正でございます。1000本当たり6122円から6552円へ430円の引き上げです。1段階目2段階目と同様に、1箱に20本入りで8.6円の引き上げとなります。たばこ税の税率改正につきましては、この3段階目で完了となり、最終的に、1000本当たり1290円、1箱20本入りで25.8円の引き上げということになります。施行期日は平成33年10月1日となっております。18ページをお願いします。改正条例第5条の関係になります。下段のところ、第94条の関係でございますが、加熱式たばこの移行について5年目の最終年の規定となります。段階的見直しを終了し、本課税ということになります。施行期日は平成34年10月1日となっております。21ページをお願いします。改正条例第6条の関係となります。これは平成27年の一部改正条例の改正ということになります。第4条は旧3級品タバコ税に関する経過措置を規定しておりましたが、このたびの改正により、たばこ税の3段階引き上げの時期が平成30年10月1日からとなったことから、旧3級品については平成30年9月30日まで延長となったものでございます。またあわせて、手持ち品たばこの税率についても改正となっております。以上で新旧対照表での説明は終わります。改正条例附則の説明をさせていただきますので、本文の改め文の方をお開きください。改め文、9ページをお願いします。この改正条例の附則でございます。附則第1条で、この条例は平成30年10月1日から施行するものとしております。ただし、その下第1項から次のページの第10号までにありますとおり、施行期日につきまして特別の定めをしております。それぞれにつきましては、先ほどの説明の中で申し上げたとおりでございます。その次の附則第2条から16ページの附則第9条までのところにつきましては、各税目における経過措置等を規定しております。詳細な説明は省略させていただければと思います。以上で議案第50号の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。続きまして上程いただきました議案第51号、美郷町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。改正内容の説明でございますが、条項と数字を追っての説明ではなく、改正の趣旨並びに現行税率、県が示す標準保険料率と比較してどうなのかなどについて

説明をさせていただければと思います。国民健康保険につきましては、平成30年4月から財政の運営主体が都道府県となる制度改革が行われ、島根県では市町村ごとの標準保険料率が示されたところです。しかしながら、加入世帯の状況等によっては標準保険料率を用いることが極めて難しいことが分かりました。それは、加入者の所得の状況であったり、応能割と応益割のバランスであったりするわけですが、この応能と応益のバランスで見ますと、現行税率を用いた場合は医療分で応能45%、応益55%となります。次に、標準保険料率保険料率を用いた場合では、応能37%、応益63%となり、極端に応益に負担が偏り過ぎており、これでは所得の低い世帯の負担がさらに増加するということになってしまいます。本町における大きな課題として、加入者一人当たりの所得が極めて低いことがあり、島根県において最低所得という状況でございます。これらのことから、今年度においては県から示された標準保険料率を用いることはできないと判断をいたしました。もう一つの問題として所得に対する保険料負担率があります。社会保険料負担による家計へ影響が大きいため、健康な生活を送ることはできないということにでもなりますと、それは医療費増加にますます拍車をかけることにもなりかねないということが考えられます。もう一つのポイントとして、統一保険料率ではなく標準保険料率であるということがあります。当初、広域化の検討に際しては県内統一した保険料率になるということで、急激に保険税が上がらないよう徐々に引き上げを行ってきたところです。この統一保険料率になった場合には、市町村には裁量はございませんが、今回は決められた率に従うことになるということになりますけれども、示された標準保険料率でありますと、当然参考にはいたしますが、市町村の状況に応じてそれぞれか決めることができるということになっております。これらのことから、このたびの税率改正においては応能、応益いずれも引き下げる改正といたしました。改正のポイントとしましては、応能と応益のバランスを可能な限り50に近づけることとし、医療分で応能47%、応益53%としました。介護分ではほぼ50対50となっております。また一人当たりの所得に対する保険料負担率に大きなポイントを置きました。市町村国保における加入者一人当たりの全国平均所得は、平成27年のものですが84万円となっております。これに対して本町は、平成29年に所得で34万7000円ということで、全国平均の48%程度しか所得がない状況でございます。そして保険料負担率の全国平均は10%でございますが、本町では、現行税率を用いた場合22.2%、県が示す標準保険料率で21.4%といずれも20%を超える状況となります。このことから平成26年度の保険料負担率18.6%を一つの目標として税率の設定をいたしました。その結果、本算定時における保険料負担率は18.7%となっております。またこれを一人当たりの年額保険料で比較しますと現行税率より1万7000円程度の減額、標準保険料率で算定した場合より1万2000円程度の減額となります。一方で県へ納める納付金は既に決まっていることからこれを納めるための収入が不足するということは当然懸念をされてまいります。これにつきましては、基準超過繰り出しによる対応が必要となってくることが想定されるところです。これには、町民の皆様のご理解が必要でございますが、社会保険等にご加入の方においても、

後期高齢者医療制度に加入するまでの間はほとんどの方が国保に加入されることになりま  
すので、国民健康保険制度は国民皆保険制度の最後の砦であると、そのようにご理解をいた  
だければと思っております。以上で議案第51号の説明を終わります。大変長い説明になり  
申し上げございませんでした。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

教育課長。

●漆谷教育課長

上程いただきました議案第52号、美郷町公民館条例の一部を改正する条例の制定につ  
いてご説明いたします。公民館には集う、学ぶ、結ぶという3つの基本的機能があり、住民  
の学習ニーズや地域の実情に応じた多様な学習機会の提供など、地域住民にとって最も身  
近な学習拠点として、また交流の場として重要な役割を果たしています。一方、地域振興の  
観点からも地域コミュニティの維持・活性化への取り組みに公民館が果たす役割が再認  
識され、市町部局の地域振興と教育委員会部局の社会教育課が連携を図りながら一体的に  
事業展開していくことが求められています。そこで教育委員会では、これまで公民館がなか  
った吾郷地域と粕淵地域に公民館を設置し、社会教育の視点を持って地域づくりを推進し  
ていきたいと考え、2つの地域に公民館を設置するに当たり、美郷町公民館条例の一部を改  
正するものです。条例案の新旧対照表をご覧ください。第1条では、本庁に設置する公民館  
を規定しております。2ページの別記1の表をご覧ください。3行目にあります。別府公民  
館の後に吾郷公民館と粕淵公民館を追加します。吾郷公民館は吾郷地域連合自治会の吾郷  
事務所に、粕淵公民館は粕淵自治会館かすみの里に設置いたします。両地域ともに昨年度か  
ら試行的に講座を開講し、公民館として、地域住民の皆さんに利用していただけるよう準備  
を進めております。正式に公民館となった場合、沢谷公民館君谷公民館と同様に教育課長が  
館長となり、集落支援員と兼務の嘱託職員が副館長となって事業を進めてまいります。また、  
業務量に応じて公民館主事や補助的な臨時職員を配置いたします。新旧対照表の1ページ  
にお戻りください。第7条第2項についてでございますが、教育委員会は館長が次の各号の  
いずれかに該当すると認めるときは前項の許可をすることができないとあるところをしな  
いことができるに改めます。この条文には第1号から第5号でいわゆる禁止事項が規定さ  
れております。その内容は、第1号が飲酒を目的とする集会または公の秩序もしくは善良の  
風俗を見出すおそれがある時、第2号が政治的または宗教的活動、第3号が建物またはその  
附属物を破損するおそれがある時、第4号が管理上支障がある時、第5号がその他教育委員  
会が特に不適当と認めた時となっております。地域での様々な活動の後には地域の皆さん  
が集まって親睦を深められ、実態としてそこでは飲酒を伴うことも多くあります。しかし、  
そうした活動を通して地域の一体感がはぐくまれ、地域づくりのよいアイデアが生まれて  
くることも少なくありません。地域の皆様が公民館に集い、より発展的につながっていただ  
けるよう厳格な禁止の文言をこの改正により緩和するものでございます。次に第11条に  
ついてでございます。第11条は、使用料の納付について規定しております。使用者は使用

料金表に定める使用料を納めなければならないとしているところを使用料金表に定める額を上限とし、規則で定める料金を納めなければならないと改めます。3ページの別記2の表をごらんください。現在の取り扱いでは4時間以内1000円、4時間を超過すると2000円、冠婚葬祭の場合は1日につき1万円、営利目的の場合は1日につき3万円と規定しています。この条例の一部改正に伴い、美郷町公民館条例施行規則の一部改正も行う予定でございます。その大きな目的としては、公民館が増え条件の異なる様々な施設を利用することになりますが、使用料を4時間以内は一律1000円というくくりで設定することは無理があるのではないかと考え、1時間単位の料金設定に変更したいと考えております。具体的には調理室は300円、それ以外の部屋は250円を1時間当たりの使用料の目安としたいと考えております。別記2の表そのものは備考を削除するのみで表の内容は変わっておりませんが、その表に掲げる金額を上限として運用していくことになります。備考を削除いたしますのは、現行では例外であったため、備考として記載しておりましたが、改正後の規則の中で同じ内容が規定されるため別記2の表から削除するものでございます。附則としてこの条例は、平成30年7月1日から施行するものでございます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第53号、美郷町子ども医療費助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。次のページをお願いいたします。このたびの一部改正は、地方税法等の改正に伴い、本町条例に関係する部分について、規定の整備を行うものでございます。改正部分は第2条第4項第2号でございます。控除対象配偶者を同一生計配偶者に改めるものでございます。これは控除対象配偶者の定義が改正をされたことによるものでございます。附則といたしまして、この条例は平成30年4月1日から適用するものでございます。以上で議案第53号の説明を終わります。ご審議ほどお願いいたします。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程いただきました議案第54号、美郷町農業生産施設条例の一部を改正する条例について説明をいたします。この条例は農業生産施設の設置について定めた条例でございます。次ページをごらんください。次ページにありますように、平成29年度に設置をいたしました長藤共同利用農機具保管施設を第2条の表に加えるものでございます。表に加える内容は、名称、長藤共同利用農機具保管施設。位置、美郷町都賀行709番地1。建築年度、平成29年度でございます。タブレットのデータ、54の2には、新旧対照表を添付しております。2ページが現行の表でございまして、3ページが改正後の表でございます。ご参考にしていただければと思います。附則といたしましてこの条例は公布の日から施行するとし

ております。以上よろしくご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

定住推進課長。

●岡先定住推進課長

上程いただきました議案第55号、美郷町UIターン者定住支援住宅条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。この度の改正は上野UIターン者定住支援住宅につきまして、住宅所有者と交わしておりました使用貸借契約が本年3月31日をもって満了いたしました。これに伴いまして所要の改正を行うものでございます。次のページをごらんください。改正の内容は、別表第1の上野UIターン者定住支援住宅の項を削るものでございます。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行することとします。参考としまして、新旧対照表を添付しておりますのでごらんください。以上議案第55号について説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

●西嶋議長

次に、議案第56号から議案第61号までの予算案6件について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

企画財政課長。

●井上企画財政課長

上程いただきました議案第56号についてご説明を申し上げます。こちらは一般会計補正予算第2号となります。歳入歳出の予算総額に歳入歳出それぞれ1071万8000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ75億4643万5000円とするものです。それでは説明に入らせていただきます。2ページの第1表、歳入歳出補正の歳入内訳をご説明します。8ページの方をごらんください。2、歳入でございます。款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1民生費国庫補助金。こちらは、生活困窮者就労準備金の補助金として64万8000円追加して、計上しております。これはこの生活困窮者のシステムの改修による国庫補助金の追加でございます。その下目4教育費国庫補助金、節1小学校費補助金。説明欄にありますへき地児童生徒援助費等補助金でございます。こちらはこの度、本年度購入を予定しておりますスクールバス購入の補助金が18万減額となったものでございます。その下、款14県支出金、項2県補助金、目1農林水産業費県補助金、節1農業費補助金。説明欄にあります集落営農体制強化スピードアップ補助金並びに経営体制育成支援事業補助金、こちらそれぞれ事業採択になったことで105万円、また128万7000円を追加計上しております。その下、款18繰越金、項1繰越金、目1繰越金、純繰越金としまして、補正にあたりまして29年度の決算見込みから財源補てんとして571万3000円を追加計上しております。その下、款20町債、項1町債、目1教育債、節3スクールバス整備事業債。こちら過疎事業債の方充てまして220万、このバスの購入のために補正予算を組んでおります。続きまして、歳出での説明を差し上げます。人件費以外の50万円以上の主

な補正内容について説明をさせていただきます。人件費に係る補正は、人事異動を伴うもので一般会計では367万8000円を減額補正をしております。要因としましては、3月末で退職しました企画財政課の任期付職員であった山田氏の人件費の減によるものでございます。歳出につきましては13ページの方をお願いします。中ほどにあります款3民生費、項3生活保護費、目1生活保護費総務費委託料でございます。説明欄001、生活保護総務費事務事業委託費。これは平成30年10月の法改正に伴うシステムの改修費129万6000円を計上しております。続いて、少し飛びまして15ページをお願いします。款6農林水産費、項1農業費、中ほどの目3農業振興費、19の負担金補助金でございます。こちら006集落営農育成事業としまして経営体制支援事業1事業128万円、そして集落営農連携強化スピードアップ事業を2事業105万円、合わせて233万7000円をこちらで計上しております。続いて17ページをお願いします。下段の方、款10教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費。説明欄にあります002スクールバス管理費、こちら手数料、損害保険料、機械器具費、公課費、このスクールバスの購入費の確定による追加した予算の計上でございます。合わせた額が364万9000円掛かっております。18ページの方をお願いします。中ほど、款10教育費、項2小学校費、目1小学校管理費。こちら説明欄にあります001小学校管理費の一番下にあります補助金、こちらですね、小学校のスクールバスが4月以降、町内路線バスの運行の確定による精査に伴いまして、通学者の対象が絞り込みできたということで、259万3000円の追加計上でございます。その下、同じく目1学校管理費、説明欄にあります001学校管理費。こちらは同様に中学校の生徒がですね、同様にスクールバスの運行が4月以降確定したということで、対象者の確定精査に伴います補正予算の追加でございます。最後に第2表、地方債補正について説明を差し上げます。5ページの方をお願いします。下から項目名スクールバス整備事業債でございます。補正前としましては2570万を限度額としておりましたが、この度の補正に伴いまして、補正額を220万追加しまして2790万としました。限度額の合計は17億8440万となります。以上で議案第56号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第57号、平成30年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第1号についてご説明いたします。今回の補正は歳入歳出それぞれ10万6000円を増額し歳入歳出予算額の総額を1億7539万3000円とするものでございます。主な理由は人件費の補正による増額でございます。6ページをお願いいたします。2、歳入款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金。説明欄にございますとおり、運転公債費分10万6000円の増額でございます。7ページをお願いいたします。3歳出、款1上水道費、項1、目1共に簡易水道事業費。説明欄にございますとおり、共済組合負担金10万6000円の増加でございます。以上で議案第57号の説明を終わります。ご審議のほどよろ

しくお願いいたします。続きまして議案第58号、平成30年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第2号についてつきましてご説明いたします。6ページをお願いいたします。今回の補正、先ほどと同じく歳入歳出それぞれ14万5000円増額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億5831万2000円とするものでございます。主な理由は先ほどと同じ人件費の補正による増額でございます。6ページをお願いいたします。2歳入、款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金。同じく説明欄にございますとおり、運転公債費分として公共下水道繰入金13万4000円、集落排水繰入金1万1000円、合計14万5000円の増額でございます。7ページをお願いいたします。上の表、3歳出、款1下水道費、項1公共下水道事業費、目1特定環境保全公共下水道事業費。説明欄にございますとおり共済組合負担金13万4000円の増額でございます。下の表、同款、項2、目1ともに農業集落排水施設事業費でございます。同じく共済組合負担金1万1000円の増額でございます。合計14万5000円の増額でございます。以上で議案第58号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

上程になりました議案第59号、平成30年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号について説明いたします。歳入歳出それぞれ225万4000円を追加し、6億7678万2000円とする補正予算で、本年4月の定期人事異動に伴う補正が主なものでございます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金。補正額225万4000円の増額でございます。内容につきましては、歳出のところでご説明いたします。7ページ、歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。補正額225万4000円の増額でございます。この会計では職員2名分の人件費を計上しておりますが、うち1名の本年4月定期人事異動に伴うもので、説明欄にございますように給与で162万5000円の増、その他各手当、共済費で増減がございまして225万4000円の増額となっております。繰入額と同額でございます。以上で議案第59号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。続きまして、上程になりました議案第60号、平成30年度美郷町国民健康保険診療所特別会計補正予算第1号について説明いたします。歳入歳出それぞれ5万9000円を追加し、8595万6000円とする補正予算で、これは大和診療所職員の人件費に関するものが主なものでございます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款13繰入金、項2他会計繰入金、目1一般会計繰入金。補正額5万9000円の増額でございます。内容につきましては歳出のところでご説明いたします。7ページ、歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費。補正額5万9000円の増額でございます。説明欄にございますように、管理職手当3000円の増額及び共済費負担の率の改正に伴う補正でございます。以上で議案第60号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたしま

す。続きまして、上程になりました議案第61号、平成30年度美郷町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について説明いたします。歳入歳出それぞれ57万1000円を追加し、1億8063万2000円とする補正予算で本年4月の定期人事異動に伴う人件費の補正でございます。6ページをお願いいたします。歳入でございます。款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金。補正額57万1000円の増額でございます。内容につきましては歳出のところの説明をいたします。7ページ歳出をお願いいたします。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、補正額57万1000円の増額でございます。職員1名分の人件費を計上しておりますが、この1名の本年4月定期人事異動に伴うものでございまして、説明欄にございますように一般職給与で42万6000円の増、その他各手当、共済費で増減がございまして、合計で57万1000円の増額となっております。以上で議案第61号の説明を終わります。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

次に、議案第62号から議案第65号までの一般事件案4件について順次提案理由の説明を求めます。

●西嶋議長

住民課長。

●高橋住民課長

上程いただきました議案第62号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。専決処分の理由でございますが、地方税法及び地方税法施行例の一部を改正する法律が、平成30年3月31日に公布され、その一部が4月1日に施行されるものであったことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、関連する美郷町税条例等について専決処分を行ったものでございます。平成30年度の税制改正におきましては働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人を広く応援するなどの観点から、各税目で多岐にわたって改正が行われており、町税においても、これに対応すべき改正を行っております。先ほど議案第50号では、平成30年10月1日以降の改正施行後について説明をさせていただきましたが、ここでは本年4月1日、施行分についてのみ専決処分をさせていただいたところでございます。具体的な改正の内容等につきましては、新旧対照表で説明させていただければと思いますが、大変複雑になっておりますので、先ほどの税条例改正同様上位法の改正に伴う引用条項の改正などについては説明を省略させていただき、できるだけ簡潔に説明をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。新旧対照表、4ページをお願いします。失礼しました。第48条でございます。この48条は法人住民税の申告納付について規定をしておりますが、この度外国に子会社のある法人の合算税制等の見直しに伴い、税額控除の制度が新たに創設されたものでございます。この48条では対応条項を新設し、2項と3項を追加したものでございます。具体的には子会社で控除しきれなかった税金を法人住民税の税割額から控除することができるということになったものでございます。7ページをお願いします。第52条でございます。この52条は、法人住民税の納期限の延長の場合



の延滞金、いわゆる加算金について規定してございます。具体的には納期限延長の場合の延滞金について、申告後に増額構成でありますとか修正申告などがあった場合に、延長後の申告期限前に納付がされていた場合においては、その期間を控除して延滞金を計算するというものでございます。これは国税における利子税の計算期間の見直しに合わせて改正されたものでございます。11ページをお願いします。中ほど、少し下のところ、附則第10条の2でございまして、この10条の2は固定資産税における課税額の特例、わが町特例などについて規定をしているところでございます。地方税法附則第15条においては償却資産の課税特例または資産、施設等の課税の特例を規定しております。それぞれの課税の特例割合は市町村が条例で定めることになっております。本町では、本町に関係のある項目だけ条例に規定をしております、このたびの改正前で14項目でございました。このたびの改正で1項目を削除、5項目を追加し18項目としております。具体的には第3項については削除、これは公害防止のために設置された施設について、現在の生産活動にそぐわなくなったものとして、対象から削除されたものでございます。11ページ下の8項から12項までが新設となっております。これは再生可能エネルギー発電設備に係るもので、細かくは申し上げませんが太陽光、風力、水力、地熱、バイオマスの5種類の再生可能エネルギーにそれぞれ出力に応じた課税特例を規定してございます。続いて16ページをお願いします。下の方に、第11条がございまして、この11条から20ページの第15条までは、いずれも固定資産税の課税の特例期間のそれぞれ2年、または3年間延長する規定となっております。甚だ簡単でございますけれども、以上で新旧対照表での説明を終わります。本文の改めての方をお開きください。改め文8ページのところをお願いします。この改正条例の附則でございまして、第1条で、この条例は平成30年4月1日から施行するものとしております。9ページをお願いします。第2条では、法人の町民税に関する経過措置を、第3条では、固定資産税に関する経過措置をそれぞれ規定しております。尚、個々の説明は省略させていただきます。以上が議案第62号でございまして、ご審議のほどお願いいたします。続きまして上程いただきました議案第63号、専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。専決処分の理由でございしますが、先ほどと同様でございまして、これに関連する国民健康保険税条例について専決処分を行ったものでございます。新旧対照表をお開きください。まず、第2条第2項ただし書きの部分の改正でございまして、第2条は国保税の課税額についての規定でございまして、国保税の課税額については一定の上限を設定してございまして、平成30年度におきましては高齢化の進展等による医療給付費等の増加が込まれる中で、保険料の公平を図る観点から、これまで最大引き上げ幅と同額の4万円の引き上げがなされることとなり、基礎課税額の課税限度額について、54万円を58万円とする改正でございまして、尚、後期高齢者支援金課税額及び介護納付金等課税額については据え置きとなっております。次に、第23条第1項でございまして、これは税額の減額措置に係る軽減判定所得について規定しているものでございます。低所得者に対する保険税の負担を軽減するため、所得に応じて応益部分を7割、5割、2割の一定割合で減額するものでございます。このたびの改正では5割軽

減判定の所得判定となることを27万円から27万5000円に、2割軽減の所得判定を49万円から50万円にそれぞれ引き上げることとしています。附則でございます。この条例は平成30年4月1日から施行し、平成30年度以降の年度の分の国民健康保険税について適用するものでございます。以上が議案第63号でございます。ご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

産業振興課長。

●烏田産業振興課長

上程いただきました議案第64号、工事請負契約の締結についてご説明をいたします。この議案は5月30日に入札を行いました美郷町リースハウス事業戸谷地区第3工区ハウス建設工事の請負契約の議決を求めるものでございます。契約金額は1億3500万。内、消費税が1000万円でございます。契約の相手方は上原土木有限会社代表取締役 上原謙二で契約の方法は一般競争入札でございます。この一般競争入札に参加いただきました事業者は大信産業株式会社、置名土木有限会社、上原土木有限会社、株式会社田中種苗の4社でございます。仮契約は平成30年5月30日に締結をしております。工期は本件議決の翌日から起算して258日目に当たる日としております。施業場所は美郷町戸谷で、11棟のハウスを建設いたします。主な工事内容ですが間口8メートル、延長45メートルのパイプハウス11棟、ハウス内の養液栽培施設及び環境測定装置、暖房器具一式、複合環境制御関係の電気設備一式、ハウス敷地の軟弱地盤の改良、給液装置一式、給水液肥配管工事等でございます。以上議案第64号の説明といたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

●西嶋議長

建設課長。

●添谷建設課長

上程いただきました議案第65号、町道路線の認定につきましてご説明いたします。このたび上程した路線は、路線番号450号路線名は西中支線でございます。起点は美郷町都賀西590番地5地先、終点は美郷町都賀西568番地5地先でございます。内容につきましては、町道西中線が完成いたしまして、供用が開始された区間の旧道区間の町道認定をお願いするものでございます。俯瞰延長は131.1メートル、幅員は3メートルから6メートルでございます。以上が議案第65号でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●西嶋議長

以上で議案の説明が終わりました。なお、議案に対する質疑は、11日に日程を取りますのでよろしくお願いいたします。

以上で本日の議事日程はすべて終了しました。

次の会議は11日月曜日、定刻より開きます。

本日はこれもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

尚、この後11時から、この場におきまして全員協議会を開きますのでよろしくお願いいたします。

ご苦労さまでした。

(散 会 午前 10時 44分)